

平成28年第4回港区議会定例会提出予定案件（概要）

区長報告第9号

専決処分について（損害賠償額の決定）

本件は、交通事故の損害賠償額の決定について専決処分しましたので、報告するものです。

- 専決処分の日 平成28年11月8日
- 損害賠償額 1万1,690円
- 概要 平成28年6月28日港区北青山三丁目5番先の国道246号道路上において、直進中の清掃車が道路左端から発進してきた普通貨物自動車に接触した交通事故に伴う損害賠償です。

議案第108号

港区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

本案は、「雇用保険法等の一部を改正する法律」の施行による「雇用保険法」の一部改正を踏まえ、退職手当の対象を拡大するものです。

- 内容
 - (1) 65歳に達した日以後に採用された職員が区を退職し、求職活動をしている場合に、雇用保険法に定める高年齢求職者給付金に相当する額を退職手当として支給します。
 - (2) 65歳以上の職員が区を退職し、求職活動をしている場合に、雇用保険法に定める就業促進手当、移転費及び求職活動支援費に相当する額を退職手当として支給します。
 - (3) その他規定の整備
- 施行期日 平成29年1月1日

議案第109号

港区特別区税条例等の一部を改正する条例

本案は、「地方税法等の一部を改正する等の法律」の施行による「地方税法」の一部改正等に伴い、規定を整備するものです。

- 内容

- (1) 区民税の賦課額を減額更正し、その後増額更正した場合において、当初税額決定の納期限の翌日から当該増額更正までの期間を、延滞金の計算期間から除きます。
 - (2) 区民税の減免手続に係る申請書について、個人番号の記載を不要とします。
 - (3) 特定一般用医薬品等の購入に係る医療費控除の特例を新設します。
 - (4) 軽自動車を新規取得した場合にその燃費性能に応じて軽自動車税の税率を軽減する特例について、適用期限を1年延長し、平成29年3月31日までに取得した軽自動車を対象とします。
 - (5) 特例適用利子等及び特例適用配当等に係る区民税の課税の特例を定めます。
 - (6) 港区特別区税条例等の一部を改正する条例の規定を整備します。
- 施行期日 (2) 及び (6) 公布の日
 - (1) 及び (5) 平成29年1月1日
 - (4) 平成29年4月1日
 - (3) 平成30年1月1日

議案第110号

港区客引き行為等の防止に関する条例（新規）

本案は、公共の場所における客引き行為等を防止するため、新たに条例を制定するものです。

- 内 容
 - (1) 区、区民等及び事業者の責務を定めます。
 - (2) 客引き行為等の禁止及び客引き行為又は勧誘行為を用いた営業の禁止について定めます。
 - (3) 飲食店営業者に対して誓約書の提出を求めることについて定めます。
 - (4) 指導、勧告、命令及び調査等について定めます。
 - (5) 命令に違反する行為をした者及びその使用者に対して過料を科し、命令に従わなかった旨を公表することができることとします。
 - (6) 区長の付属機関として、港区客引き行為防止対策審議会を設置します。
- 施行期日 平成29年4月1日

議案第 1 1 1 号

港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例

本案は、六本木駅自転車駐車場を新たに設置するものです。

○ 内 容

(1) 名 称 港区立六本木駅自転車駐車場

(2) 位 置 港区六本木六丁目 5 番 1 9 号

○ 施行期日 区規則で定める日

議案第 1 1 2 号

港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

本案は、北青山三丁目地区地区計画の決定に伴い、規定を整備するものです。

○ 内 容

(1) 適用区域となる地区整備計画に北青山三丁目地区地区整備計画を追加します。

(2) 計画地区における建築禁止建築物等を定めます。

○ 施行期日 公布の日

議案第 1 1 3 号

港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

本案は、廃棄物処理手数料を改定するものです。

○ 内 容 廃棄物処理手数料の改定

・ 1 キログラムにつき

3 6 円 5 0 銭 → 4 0 円

・ 1 0 リットルにつき (有料ごみ処理券の場合)

6 9 円 → 7 6 円

・ 粗大ごみの限度額

2, 5 0 0 円 → 2, 8 0 0 円

○ 施行期日 平成 2 9 年 1 0 月 1 日

議案第 1 1 4 号

平成 2 8 年度港区一般会計補正予算（第 5 号）

議案第 1 1 5 号

製造請負契約の承認について（港区立港郷土資料館展示設営物等）

本案は、港区立港郷土資料館展示設営物等について、製造請負契約の承認を求めるものです。

○ 内 容

- | | |
|-----------|---|
| （1）契約の目的 | 港区立港郷土資料館展示設営物等の製造 |
| （2）製造物の概要 | 展示用ケース 7 2 台
展示誘導サイン 7 7 点
展示パネル 1 8 7 枚
立体模型 一式
映像システム 一式
収蔵庫 2 1 室 |
| （3）契約金額 | 1 3 億 6, 0 8 0 万円 |
| （4）履行期間 | 契約締結の日の翌日から平成 3 0 年 3 月 3 0 日
まで |
| （5）契約の相手方 | 港区港南一丁目 2 番 7 0 号
株式会社丹青社 |

議案第 1 1 6 号

物品の購入について（デジタルサイネージ用機器）

本案は、三田いきいきプラザ等に設置するため、デジタルサイネージ用機器を購入するものです。

○ 内 容

- | | |
|-----------------|---|
| （1）購入の目的 | デジタルサイネージを活用した情報発信手段の
拡充 |
| （2）購入品目及び
数量 | 液晶ディスプレイ 1 0 台
電子ペーパーディスプレイ 1 0 台
セットトップボックス 2 0 台
テレビチューナー 1 0 台
スイッチ 1 0 台
無停電電源装置 1 0 台 |

- | | | |
|------------|-------------------------------------|-----|
| | 機器格納用キャビネット | 10台 |
| (3) 購入予定価格 | 2, 235万3, 840円 | |
| (4) 購入の相手方 | 中央区京橋一丁目1番1号八重洲ダイビル
株式会社アルファジャパン | |

議案第117号

指定管理者の指定について（港区立本芝公園等）

本案は、芝地区総合支所管内の区立公園等の指定管理者を指定するものです。

○ 内 容

- | | |
|-----------|--|
| (1) 対象施設 | 港区立本芝公園
港区立桜田公園
港区立塩釜公園
港区立南桜公園
港区立金杉橋児童遊園
港区立芝新堀町児童遊園
港区立松本町児童遊園
港区立芝五丁目児童遊園
港区立三田小山町児童遊園
港区立三田二丁目児童遊園
港区立三田綱町児童遊園
港区立浜松町四丁目児童遊園
港区立芝大門二丁目児童遊園
港区立虎ノ門三丁目児童遊園
港区立西久保巴町児童遊園 |
| (2) 指定管理者 | 港区三田四丁目7番27号株式会社日比谷アメニス内
アメニス・ケイミックス・日比谷花壇グループ
(代表団体) 株式会社日比谷アメニス
(構成団体) 株式会社ケイミックス
(構成団体) 株式会社日比谷花壇 |
| (3) 指定の期間 | 平成29年4月1日から平成32年3月31日まで |

議案第118号

指定管理者の指定について（港区立狸穴公園等）

本案は、麻布地区総合支所管内の区立公園等の指定管理者を指定するものです。

○ 内 容

- (1) 対象施設
- 港区立狸穴公園
 - 港区立本村公園
 - 港区立有栖川宮記念公園
 - 港区立筈公園
 - 港区立三河台公園
 - 港区立さくら坂公園
 - 港区立六本木西公園
 - 港区立横川省三記念公園
 - 港区立網代公園
 - 港区立新広尾公園
 - 港区立飯倉公園
 - 港区立南麻布一丁目児童遊園
 - 港区立南麻布新堀児童遊園
 - 港区立絶江児童遊園
 - 港区立古川橋児童遊園
 - 港区立広尾児童遊園
 - 港区立宮村児童遊園
 - 港区立筈児童遊園
 - 港区立西麻布二丁目児童遊園
 - 港区立六本木三丁目児童遊園
 - 港区立飯倉雁木坂児童遊園
 - 港区立東麻布児童遊園
 - 港区立中ノ橋児童遊園
- (2) 指定管理者
- 港区三田四丁目7番27号株式会社日比谷アメニス内
- アメニス・ケイミックス・日比谷花壇グループ
- (代表団体) 株式会社日比谷アメニス
 - (構成団体) 株式会社ケイミックス
 - (構成団体) 株式会社日比谷花壇
- (3) 指定の期間
- 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

議案第119号

指定管理者の指定について（港区立円通寺坂公園等）

本案は、赤坂地区総合支所管内の区立公園等の指定管理者を指定するものです。

○ 内 容

- (1) 対象施設
- 港区立円通寺坂公園
 - 港区立一ツ木公園
 - 港区立氷川公園
 - 港区立高橋是清翁記念公園
 - 港区立乃木公園
 - 港区立青葉公園
 - 港区立青山公園
 - 港区立一ツ木児童遊園
 - 港区立南一児童遊園
 - 港区立南青山三丁目児童遊園
 - 港区立南青山四丁目児童遊園
 - 港区立南青山六丁目児童遊園
 - 港区立北青山一丁目児童遊園
- (2) 指定管理者
- 港区元赤坂一丁目5番8号かたばみ興業株式会社内
かたばみ・山本・GSグループ
- (代表団体) かたばみ興業株式会社
 - (構成団体) 株式会社山本造園
 - (構成団体) グリーン産業株式会社
- (3) 指定の期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

議案第120号

指定管理者の指定について（港区立亀塚公園等）

本案は、高輪地区総合支所管内の区立公園等の指定管理者を指定するものです。

○ 内 容

- (1) 対象施設
- 港区立亀塚公園
 - 港区立三田台公園
 - 港区立高松くすのき公園
 - 港区立高輪公園
 - 港区立白金公園
 - 港区立豊岡町児童遊園
 - 港区立三田松坂児童遊園

港区立松ヶ丘児童遊園
港区立高松児童遊園
港区立二本榎児童遊園
港区立泉岳寺前児童遊園
港区立車町児童遊園
港区立高輪南町児童遊園
港区立白金志田町児童遊園
港区立白高児童遊園
港区立白金一丁目児童遊園
港区立四の橋通児童遊園
港区立三光児童遊園
港区立雷神山児童遊園
港区立奥三光児童遊園
港区立白金児童遊園
港区立白金台四丁目児童遊園
港区立白台児童遊園
港区立白金台どんぐり児童遊園

(2) 指定管理者

港区三田四丁目7番27号
株式会社グリーバル

(3) 指定の期間

平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

議案第121号

指定管理者の指定について（港区立芝浦公園等）

本案は、芝浦港南地区総合支所管内の区立公園等の指定管理者を指定するものです。

○ 内 容

(1) 対象施設

港区立芝浦公園
港区立プラタナス公園
港区立埠頭公園
港区立東八ツ山公園
港区立港南和楽公園
港区立港南公園
港区立港南緑水公園
港区立お台場レインボー公園
港区立芝浦中央公園

- 港区立船路橋児童遊園
港区立末広橋児童遊園
- (2) 指定管理者 港区芝大門一丁目3番15号株式会社アカネ内
アカネ・ハリマ・イビデングループ
- (代表団体) 株式会社アカネ
(構成団体) 株式会社ハリマビステム
(構成団体) イビデングリーンテック株式会社
- (3) 指定の期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

議案第122号

特別区道路線の廃止について（虎ノ門一丁目、西新橋一丁目）

本案は、虎ノ門駅前地区第一種市街地再開発事業の施行に伴い、特別区道路線を廃止するものです。

- 内 容 特別区道第85号線を廃止します。
- ・起 点 港区虎ノ門一丁目1番7先
 - ・終 点 港区西新橋一丁目21番1先

議案第123号

特別区道路線の認定について（虎ノ門一丁目、西新橋一丁目）

本案は、虎ノ門駅前地区第一種市街地再開発事業の施行に伴い、特別区道路線を認定するものです。

- 内 容 特別区道第1, 179号線を認定します。
- ・起 点 港区虎ノ門一丁目2番3先
 - ・終 点 港区西新橋一丁目21番1先

議案第124号

特別区道路線の廃止について（海岸一丁目、浜松町二丁目）

本案は、浜松町駅周辺地区土地区画整理事業の施行に伴い、特別区道路線を廃止するものです。

- 内 容 特別区道第1, 152号線を廃止します。
- ・起 点 港区海岸一丁目44番2先
 - ・終 点 港区浜松町二丁目101番25先

議案第 125 号

特別区道路線の認定について（海岸一丁目、浜松町二丁目）

本案は、浜松町駅周辺地区土地区画整理事業の施行に伴い、特別区道路線を認定するものです。

○ 内 容

（１）特別区道第 1， 180 号線を認定します。

・起 点 港区浜松町二丁目 101 番 25 先

・終 点 港区海岸一丁目 53 番先

（２）特別区道第 1， 181 号線を認定します。

・起 点 港区海岸一丁目 11 番 4

・終 点 港区海岸一丁目 11 番 4